

1 開 会

2 議 題

報告事項

- (1) 令和7年度会議（3回実施）の結果について 【P.1】
- (2) 第2次唐津市DX推進計画（令和8年3月策定）について 【P.2～8】、別冊1

協議事項

- (3) 唐津市行財政改革プラン2025の進捗状況について 【P.9～17】、別冊2
- (4) 公共施設の使用料について 【P.18～21】、別冊3

3 今後の予定

第2回会議：令和8年9月下旬又は10月中旬を予定（議題：行政評価制度 ほか）

4 閉 会

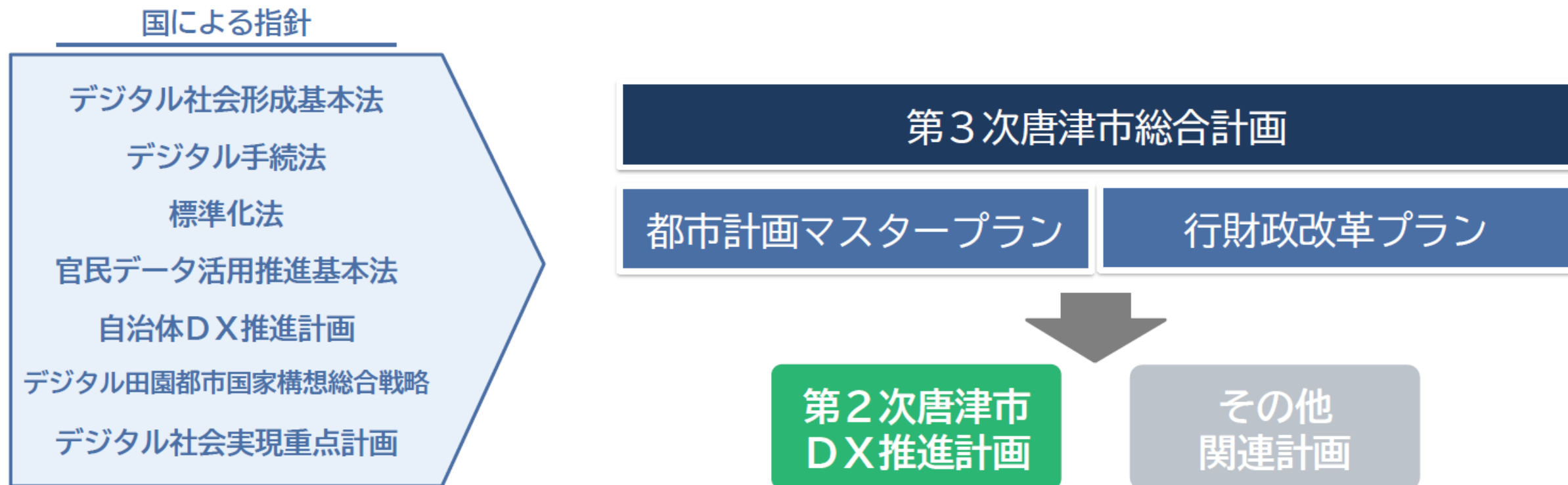
(1) 令和7年度会議（3回実施）の結果について

議 題	会議結果（主な意見等）	会議結果反映状況	R 8 年度の計画
①市民センターあり方 （第1～3回）	「圏域」の見直しと、統合・複合化を前提に、建物・業務・人員を一体的に整理し、最終目的をもって、各期限を決めて取り組んでほしい。	・ 方針をR7年11月改訂 ・ 各市民センターの統合の方針を整理	・ 方針により複合化、業務・人員等整理 ・ 委員会の意見聴取
②行財政改革プラン2025 （第1～3回）	現状と課題を踏まえた計画策定と取組項目の整理、指標確認、効果検証を徹底し、各取組みは期限を定めて計画的に取り組んでほしい。	・ 計画をR8年1月策定 ・ 体系、重点・基本具体的取組などを整理	・ 計画により各取組を展開 ・ 委員会の意見聴取
③第2次DX推進計画 （第3回）	課題や優先順位、成果を明確にし、利用者層に応じた施策の検討が必要。来庁不要な手続や完全デジタル化を進めつつ、人との繋がりも考えてほしい。	・ 計画をR8年3月策定 ・ 重点取組分野と主な取組などを整理	・ 計画により各取組を展開 ・ 委員会の意見聴取
④行政評価制度 （第1～2回）	職員が取り組みやすく結果が分かりやすい評価方法と適正な指標設定を進め、効果検証により事務事業の見直し・廃止や職員負担の軽減を心掛けてほしい。	・ R6事業の評価結果をR8年3月公表 ・ 新制度の手法等整理	・ 新制度による評価実施 ・ 委員会の意見聴取
⑤公共施設の使用料 （第1、3回）	他市状況も参考に、観光誘客と採算性の方針を明確化し、公平性を踏まえた市内外の料金を検討するとともに、施設の有効利用も検討してほしい。	・ 市外料金の設定など今後の使用料改定の方針を整理	・ R9年4月に向け新料金の算定等実施 ・ 委員会の意見聴取

第1章 本市計画の位置づけ

本市計画は、デジタル社会形成基本法をはじめとする関係法令および国が策定した自治体DX推進計画等との整合を図ることとする。

また、本市の最上位計画である第3次唐津市総合計画や都市計画マスタープラン、行財政改革プランの下位計画と位置づけ、本市の地域特性や課題等を踏まえ、デジタル技術を活用した取組等を体系的に整理する。



第2章 推進体制の構築

(2) 推進体制の構成

<庁内の体制>

各部局は、スピード感をもって、それぞれの所掌事務に基づき主体的にデジタル技術を活用した取組を進めつつ、全庁で連携して課題解決を図る。緊急性の高い特定課題については、タスクフォースなどを設置し、対応する。

総合政策部は、DX推進の中核として、方針整理や施策の進行管理、関係部局間の調整を担う。

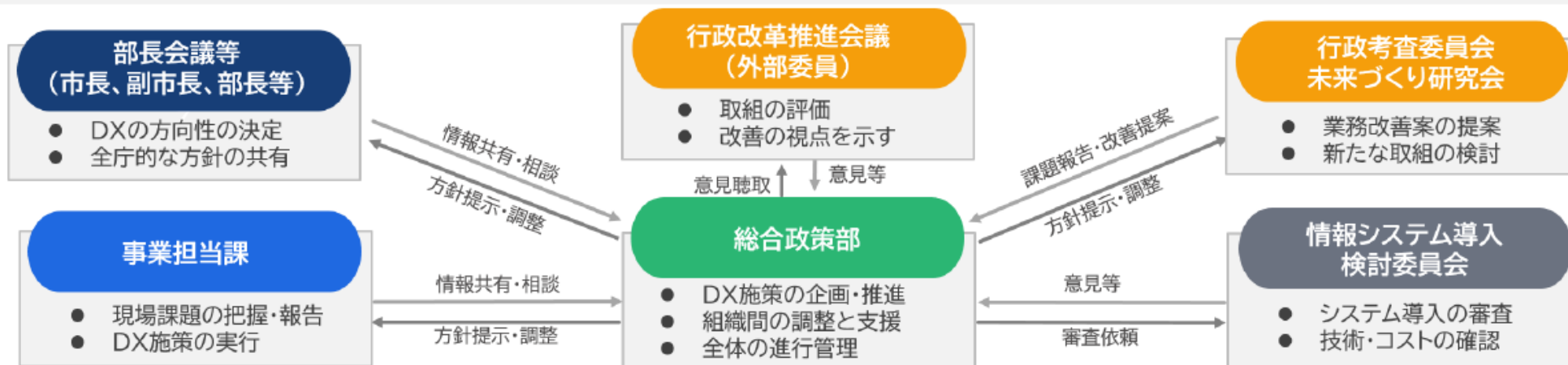
また、行政審査委員会および未来づくり研究会の若手職員の調査・研究成果なども施策に反映させる。

各取組については、本市の行政評価制度により評価を行い、PDCAサイクルをまわしていく。

<外部人材の活用>

各取組を効果的に推進するため、情報政策アドバイザー等の外部人材を活用する。

DXの推進体制



第3章 重点取組分野と主な取組

(2) 本市の重点取組分野

本市計画の重点取組分野については、これまでの「行政DX」の推進に加えて、「唐津市DXイノベーションセンター」の開設・運営などの実績等を踏まえ、「地域DX」の推進を新たに追加し、「①地域のDX」、「②行政サービスのDX」、「③自治体運営のDX」の3つの分野とする。

重点取組分野1 地域のDX

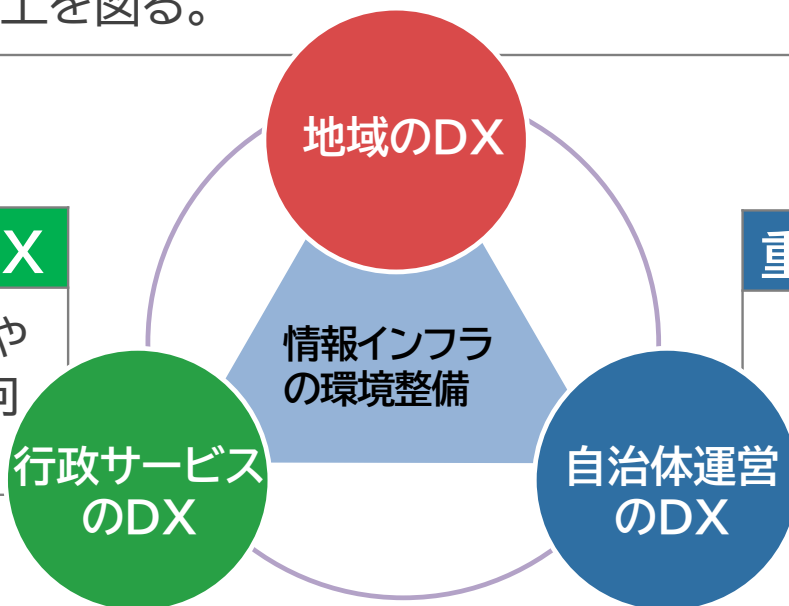
デジタル技術やデータの活用などにより、地域課題の解決や地域価値の向上を図る。

重点取組分野2 行政サービスのDX

市民や事業者の視点に立ち、行政手続や情報提供のあり方を見直し、利便性の向上を図る。

重点取組分野3 自治体運営のDX

限られた資源(人材・財源)の中においても持続可能で質の高い行政運営を行うための基盤を確保する。



第3章 重点取組分野と主な取組

(3) 本市の主な取組

本市計画においては、3つの分野を相互に連動させながら、各取組を実施する。

取組の実施にあたっては、国の補助金・交付金、起債など有利な財源の確保に努める。

また、各取組については、行政評価により、Check(評価)を行い、Action(改善)を行う。

① 地域のDX	② 行政サービスのDX	③ 自治体運営のDX
1 企業等のDX推進のための支援 2 保育施設等でのデジタル技術の活用 3 医療・健康・福祉のDX 4 公共交通におけるデジタル技術の活用 5 スマート農業の推進 6 スマート林業の推進 7 スマート漁業の推進 8 離島の振興におけるデジタル技術の活用 9 観光・イベント等でのデジタル技術の活用 10 文化の振興におけるデジタル技術の活用 11 デジタル技術を活用した移住支援 12 公衆無線LANの活用 13 オープンデータ等の利活用の推進 14 デジタルデバイドの解消 15 官民等の情報共有・意見交換の場の設定	1 マイナンバーカードの普及促進 2 マイナンバーカードの活用 3 自治体行政手続のオンライン化の推進 4 自治体窓口のDX 5 公共施設のオンライン予約の推進 6 電子通知・電子契約の推進 7 AIを活用した行政サービスの提供 8 公金収納におけるeL-QRの活用 9 オープンデータ等の充実 10 行政MaaaSの活用 11 デジタルツールを使った積極的な情報発信 12 公式LINEの活用 13 防災のDX 14 医療・母子保健のDX 15 教育のDX	1 不要・重複業務の整理、業務手順の標準化 2 自治体情報システム標準化・共通化への対応 3 業務チャットツールの活用 4 電子文書・電子決裁の推進 5 庁内無線LANの活用 6 ローコードノーコードツールの導入・活用 7 AIを活用した業務効率化 8 校務のDX 9 行政MaaaSの活用 10 デジタル技術を用いた施設等の効率的な管理 11 ペーパーレス化の徹底 12 テレワークの推進 13 IT・DX人材の育成 14 情報セキュリティ対策の徹底

第3章 重点取組分野と主な取組

(3) 本市の主な取組

地域のDX

地域と共創するデジタル活用による地域活性化

地域のDXは、地域との共創を基本とし、行政主導ではなく、市民、事業者、地域団体等と行政が連携し、それぞれの強みを生かして、デジタル技術やデータの活用などにより、地域課題の解決や地域価値の向上を図る。

また、地域の特性や多様なニーズを踏まえた実効性のある取組を推進し、地域全体の活力向上と、誰一人取り残さないデジタル社会の実現につなげ、持続可能な地域社会の形成に寄与することを目指す。



- ✓ 地域活動のデジタル支援
- ✓ 産業・観光のDX
- ✓ 誰一人取り残さない取組

代表的な取組

- 企業等のDX推進のための支援
- 医療・健康・福祉のDX
- 公共交通におけるデジタル技術の活用
- スマート農業、林業、漁業の推進

など

<指標例>
利用者満足度など

(3) 本市の主な取組

行政サービスのDX

市民にとって使いやすい行政サービスの実現

行政サービスのDXは、市民や事業者の視点に立ち、行政手続や情報提供のあり方を見直し、利便性の向上を図ることを目的に推進する。また、窓口や紙中心の手続を前提とせず、オンラインを基本としたサービス提供へ転換することで、時間や場所にとらわれない行政サービスの実現を目指す。

さらに、デジタル技術を活用した取組により、業務の効率化などを進め、「相談対応」などへの人的資源をシフトし、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する。



代表的な取組

- オンライン申請・電子通知の推進
- マイナンバーカードの活用
- 公金収納におけるe L-Q Rの活用
- デジタルツールを使った積極的な情報発信など

<指標例>

電子化された行政手続の数、オンライン利用率など

(3) 本市の主な取組

自治体運営のDX

業務改革とデジタル基盤の強化による持続可能な行政運営

自治体運営のDXは、限られた人材・財源の中でも、持続可能で質の高い行政運営を実現するために推進する。本取組の目標を単なる業務の効率化にとどめず、既存の業務を可視化し、業務プロセス全体の見直しを行うなどして業務改革(BPR)を図るとともに、セキュリティ対策を徹底し、DXの推進と安全性の確保を両立させる。また、IT・DX人材の育成に努めるとともに、職員が本来注力すべき業務に集中できる環境を整え、行政運営全体の質の向上を図る。



✓ 業務改革(BPR)

✓ デジタル基盤・システム活用

✓ 人材・データ活用

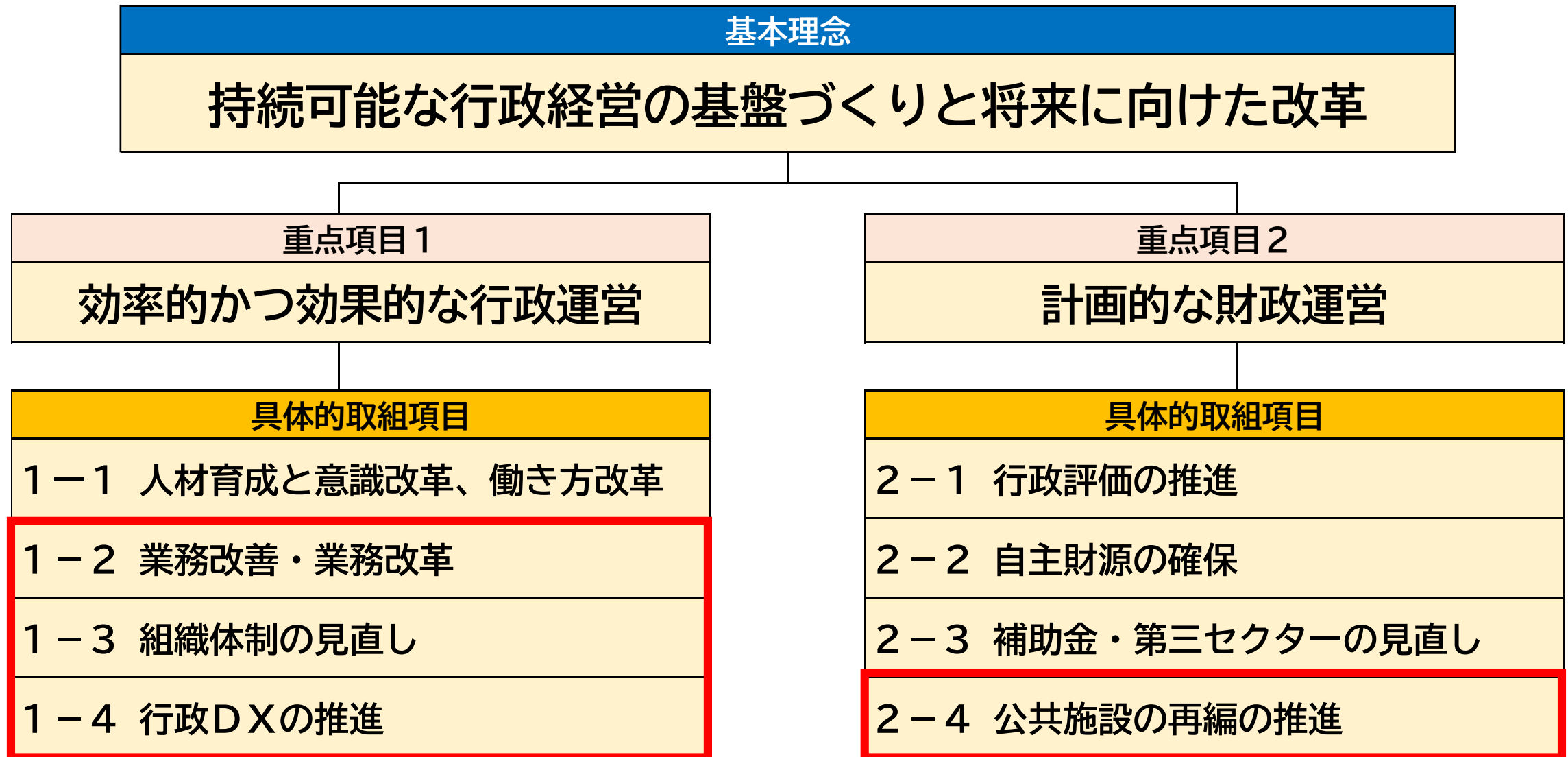
代表的な取組

- 不要・重複業務の整理
- 業務手順の標準化
- IT・DX人材の育成
- デジタル技術を用いた施設等の効率的な管理など

<指標例>
行政コストの削減額など

(3) 唐津市行財政改革プラン2025の進捗状況について

< 行財政改革プラン2025の体系図 >



(3) 進捗状況① 業務改善・業務改革

1－2 業務改善・業務改革

職員一人ひとりの提案や若手・中堅職員などで組織する行政審査委員会による調査・研究などにより、業務プロセスの見直し、定型事務の合理化や簡素化を図るとともに、業務のアウトソーシングや業務改革（BPR）を推進していきます。

（指標例）

- ・ 行政審査委員会での業務改善検討実施数
- ・ 業務改善実施数
- ・ 業務改善関連研修満足度
- ・ 行政コストの削減額

(3) 進捗状況① 令和7年度行政考査委員会の調査・研究結果

(1) 事務改善グループ

① 業務フローの改善（負担行為の合議見直し）【完了】

- ▶ 主に、実施伺いの簡略化、負担行為の合議基準見直し、復命書の見直し、給油事務の簡素化を調査・研究
- ▶ 負担行為の財政合議については、R8年4月から廃止

② クレジットカード払い導入方針検討【事務局へ引継】

③ 復命書の簡略化【事務局へ引継】

(2) DXグループ

① 公告の電子化に向けた方向性【事務局へ引継】

- ▶ 主に、ペーパーレス化の更なる推進を調査・研究した中で、紙の削減、事務負担軽減等を目的として、公告の電子化について調査・研究を実施
- ▶ 前段として市の事務処理のスキーム自体を変える必要があり、庁内の事務フローを改善することから着手

② オンライン申請の普及促進【完了】

- ▶ 公共施設予約システムの課題を整理し、担当課と共有。その課題に対応し、予約可能な施設を追加、利用方法の動画作成・公開、市民センターの窓口タブレット追加、業務効率化アプリにより減免申請のオンライン化を実施

(3) 開庁時間短縮グループ【事務局へ引継】

- ▶ R7年12月末に提案内容の整理完了
- ▶ 今後は、行財政改革プランに基づき、部等を越えたチーム（タスクフォース）を設置し進めていく。

(3) 進捗状況② 組織体制の見直し

1-3 組織体制の見直し

これまでの組織や事務分掌の考え方にとらわれず、本市を取り巻く社会情勢や行政需要の変化に柔軟に適応し、様々な課題に対応できる組織・機構への見直しを進めていきます。

市民センターについては、市民センターのあり方の基本方針に基づき、現在の「総合支所」方式の具体的な見直しを進め、「窓口」機能以外の内部事務を中心に本庁へ集約し、市民センターの業務量のスリム化を図るとともに、効率的な組織体制を整え、住民からの相談対応など住民に身近な行政サービスを提供します。

一方、本庁においては、業務を集約することにより業務の効率化や標準化を図るとともに、企画立案などに注力し、行政サービスの向上に努めていきます。

また、1つの課題に対して、部や本庁・市民センターを越えたチーム（タスクフォースなど）をつくり、スピード感をもって課題解決にあたるなど、柔軟な組織運営を進めていきます。

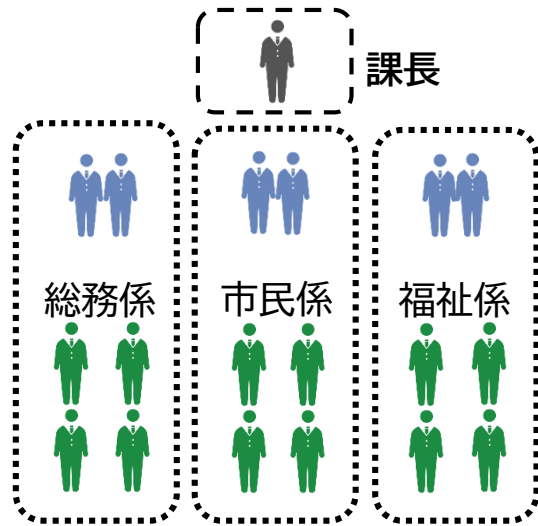
(指標例) ・ 業務集約数

(3) 進捗状況② 市民センターの業務等の見直し

〈R 6. 4. 1〉

市民センター長

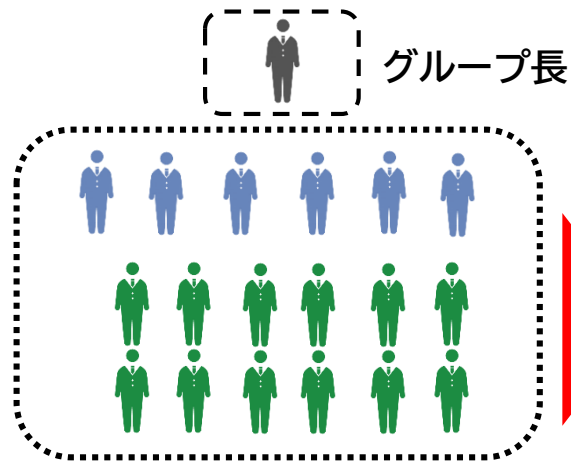
①総務・福祉課



〈R 7. 4. 1〉

市民センター長

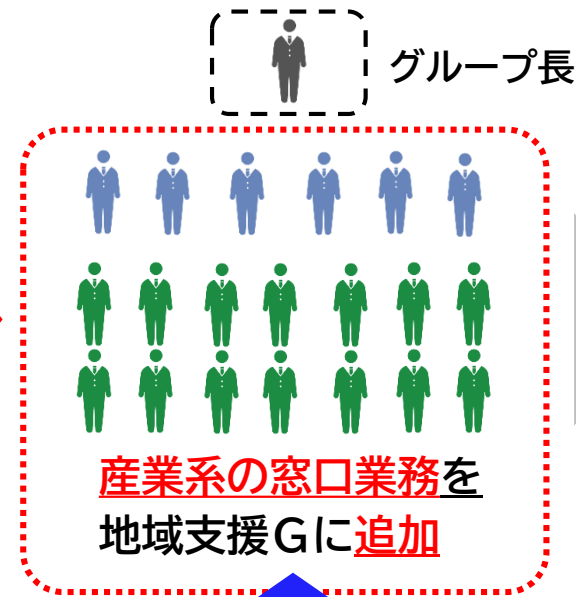
①地域支援グループ



〈R 8. 4. 1〉

市民センター長

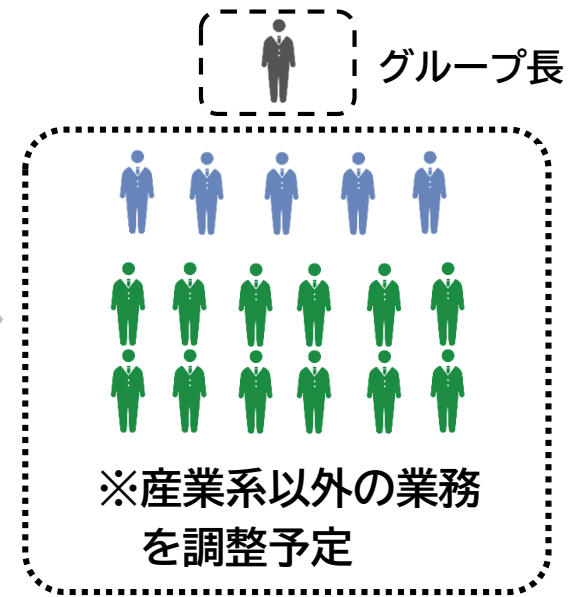
①地域支援グループ



〈R 9. 4. 1〉

市民センター長

①地域支援グループ



②産業・教育課



②農林水産・地域づくり担当
(本庁付け職員を配置)



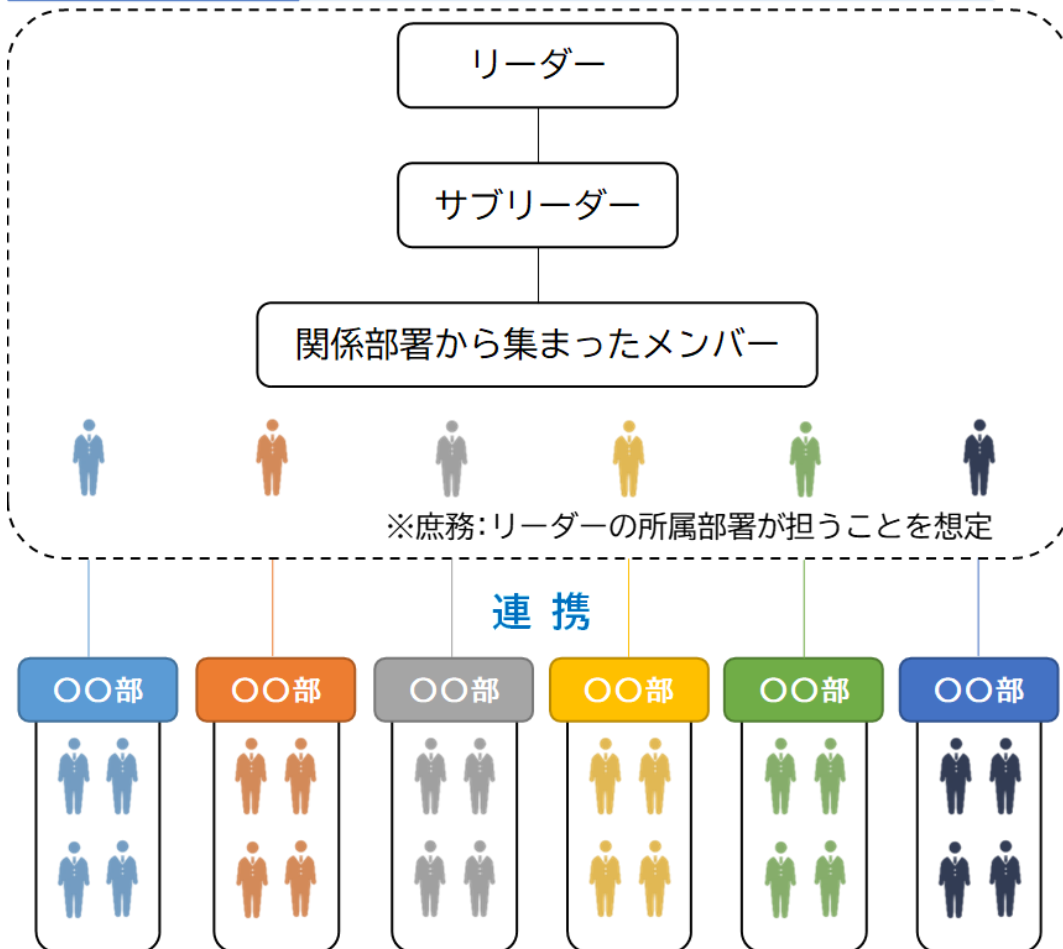
※農林水産・地域づくり
の業務を調整

窓口以外の産業系の
業務を本庁舎へ

(3) 進捗状況② タスクフォースの設置（令和8年度～）

緊急性の高い特定課題の解決

タスクフォース



◎タスクフォースの設置状況（R8.6.30現在）

○ふるさと住民登録制度活用推進タスクフォース

国が創設するふるさと住民登録制度の活用に向け、制度内容の調査・分析を行うとともに、本市における活用の方向性及び具体的な施策などを検討する。

○ガストロノミーツーリズム創出事業推進チーム

観光産業の稼ぐ力を育み地場産業として発展させることを目標に、食の魅力を活かした地域の付加価値を高め、食と文化、暮らしといったその土地固有の物語を紡ぐ新たな旅行スタイル「唐津版ガストロノミーツーリズム」を本市に根付かせる。

○新工業団地プロジェクトチーム

本市において工業団地が不足しているため、新たな工業団地を整備する必要があるため、関係部局間で連携し調査、企画、調整等を行う。

※今後は開庁時間短縮検討チームの設置を予定

(3) 進捗状況③ 行政DXの推進

1-4 行政DXの推進

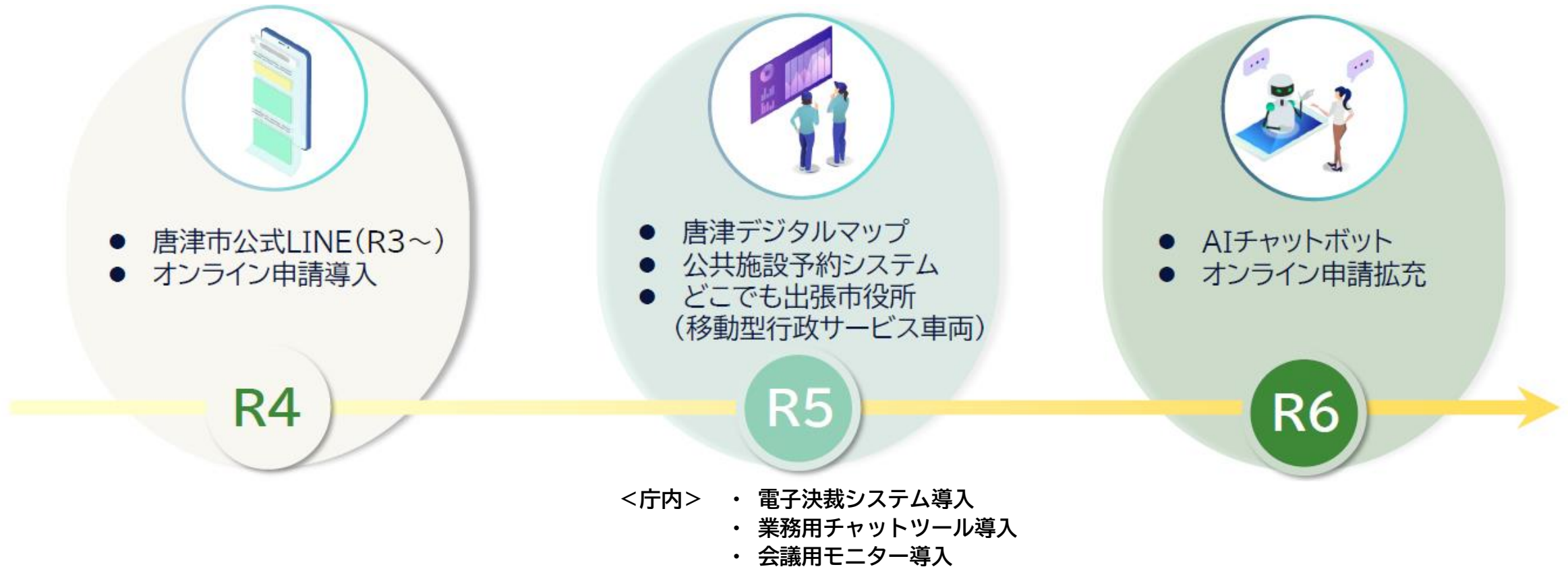
唐津市では、令和4年度を「DX元年」、令和5年度を「DXの本格化の年」と位置づけ、行政のデジタル化の推進に取り組んできました。

今後は、デジタル技術を活用し、行政サービスの向上、業務効率化や生産性の向上に重点を置き、改革を進めていきます。

(指標例)

- ・ 電子化された行政手続の数
- ・ 手続のオンライン利用率
- ・ 電話の件数
- ・ ペーパーレス化の進捗
- ・ 行政コストの削減額

(3) 進捗状況③ 行政DXのこれまでの取組と結果



< 結果と成果 >

① 電子決裁率

令和6年度 88.9%

令和7年度 93.5%

② ペーパーレス（一般事務用プリンタによる印刷枚数）

令和4年度 約702万枚

令和6年度 約545万枚（令和4年度と比べ約22%の削減）

令和7年度 約450万枚（令和4年度と比べ約36%の削減）

(3) 進捗状況④ 公共施設の再編

2-4 公共施設の再編の推進

唐津市公共施設再配置計画での短期実行プランの期間が令和9年度までであるため、具体的な取り組みを進めるとともに、短期の検証をしっかりと行い、中期の実行プランの推進を図っていきます。

(指標例)

- ・ 公共建築物の保有量（保有面積）削減
- ・ 維持管理費の削減
- ・ 公共施設の利用率

< 目標（保有量の削減） >

平成26年度末時点の延べ床面積を基準に、令和16年度末までに、**18.5%**を削減

< 目標に対する進捗状況 >

① 削減率

令和7年度末時点 **6.39%**

(延べ約50,900㎡削減)

② 減少した公共施設の数

令和7年度末時点 **54施設**

(現在の再配置計画掲載施設：306施設)

(4) 公共施設の使用料について (令和4年11月24日の記者会見資料より)

1 概要

使用料

=

原価
(維持運営管理費)

×

受益者負担割合

公共性 弱
公費負担 0

【見直しの考え方】

- 負担の公平化 (受益者負担の原則)
- 算定方法の明確化 (透明性の確保)

【令和5年4月から使用料改正した主な施設】

市民交流プラザ、厳木温泉佐用姫の湯、肥前文化会館、相知交流文化センター、鳴神温泉なのゆ、ひれふりランド、浜玉町世代間交流センター、肥前町福祉センター、高齢者ふれあい会館、七山鳴神の丘ふれあい館、肥前農産物加工施設、呼子交流促進施設、浜玉農山村改善センター、農漁民センター、呼子台場都市漁村交流施設、水産会館、都市公園、体育施設、公民館、都市コミュニティセンター、厳木コミュニティセンター、近代図書館



 公園	受益者負担 50	受益者負担 75	受益者負担 100  観光施設
	受益者負担 25	受益者負担 50	受益者負担 75
	受益者負担 0	受益者負担 25	受益者負担 50

公共性 強
公費負担 100



（４）公共施設の使用料について（令和７年８月２９日の行革推進会議資料より）

◎令和４年３月「公共施設の使用料適正化に関する方針」策定

- ・ 令和５年４月に使用料改定
- ・ 使用料改定を行ったのは、対象２０５施設のうち、１０２施設
- ・ 使用料は方針により、４年ごとに見直し（算定）を行い、必要に応じて使用料の改定を行う。
⇒ 令和９年４月改定に向け見直しの作業を進めている。

◎使用料改定の背景・目的

- ・ 使用料はサービスの対価としての負担（受益者負担）であるが、使用料設定は過去の経緯や近隣自治体の類似施設等の事例を参考に設定していたことが実情
- ・ そのため、使用料収入のみで施設運営等に必要な費用の全てを得ることは難しく、不足分は施設を利用しない人も間接的に費用を負担しているということで不公平が生じている。
- ・ 公共施設の使用料の負担の公平性を確保するため、統一的なルールのもと、使用料の適正化と透明化を進める。
- ・ 社会情勢や財政状況等への対応、利用者や事務手続きの混乱を避けるという観点から原則４年ごとに見直しを行うものとしている。

（４）公共施設の使用料について（令和７年８月２９日の行革推進会議資料より）

２ 見直しの考え方

公共施設の使用料の見直しは、次の３つを基本方針として行います。

（１）負担の公平化（受益者負担の原則）

- ・施設を利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保するため、施設を利用する方（受益者）が相応の費用を負担する「受益者負担の原則」に基づき見直しを行う。

（２）算定方法の明確化（透明性の確保）

- ・使用料の算定方法（算定に用いる数値・費用、計算式等）を明確にし、同種・同類の施設については、原則として、すべて同じ算定方法によって使用料を算定する。

（３）減免適用の厳正化

- ・使用料の減免は、真にやむを得ない特別な事由がある場合に限られる特別な措置であることを踏まえて、その適用に当たっては、負担の公平性（受益者負担の原則）を損なうことのないよう、公正に取り扱う。

３ 対象施設

原則として全ての公共施設の使用料を見直しの対象とし、新たに設定する使用料についても本方針に基づいて検討を行う。

(4) 公共施設の使用料について (令和8年1月28日の行革推進会議資料を一部修正)

4 今後のスケジュール (予定)

令和8年1～2月 使用料仮算定・施設所管課ヒアリング等



令和8年3月 方針整理・決定



令和8年4～6月 使用料本算定・施設所管課ヒアリング等



令和8年7月 行政改革推進会議 (意見聴取)



令和8年7～8月 庁内の審査



令和8年9月 使用料改訂に係る条例議案の上程



令和9年4月 改訂後の新使用料による運用開始